



# 島根県報

平成16年 3月30日 (火)  
号外 第 51 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 1

### 訓 令

職員の任命発令式の一部改正 (人 事 課) 2

## 公布された条例等のあらまし

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (規則第35号)

### 1 規則の概要

- (1) 主任保育士、保育士及び介護福祉士の職を廃止することとした。(別表関係)
- (2) 統括指導監査監、研究統括監、研究企画監、研究調整監、主席研究員、主任生活支援員、生活支援員、診療情報管理士及び隊員の職を新たに設けることとした。(別表関係)
- (3) その他規定の整理

### 2 施行期日

平成16年 4月 1日から施行することとした。

## 規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第35号

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則 (昭和31年島根県規則第85号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中の「定の」を「定め」に改める。

別表中「専門学芸員」を「専門学芸員」に、「統括専門技術員」を「統括専門技術員」に、「出納主幹」を「出納主幹」を

「出納主幹」に、「主任保育士」を「主任生活支援員」に、「保育士」を「生活支援員」に改め、「介護福祉士」

を削り、「病歴士」を「病歴士」に、「研究補助員」を「研究補助員」に改める。

### 附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

訓 令

島根県訓令第6号

本 庁  
地方機関

職員の任命発令式(昭和32年島根県訓令第14号)の一部を次のように改正する。

平成16年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第一中「( 部 課長補佐( 課長)に補する)」を「( 部 課 グループリーダー(グループ課長)に補する)」に改め、同表の 14の3の次に次のように加える。

14の4 任期付採用

(1) 任期付採用する場合

ア 吏員

(ア) 役付職員の場合

氏 名

島根県 吏員に任命する

部 課長( 長)に補する

( 部 課 グループリーダー( グループ課長)に補する)

職 級とする

号給を給する

任期は 年 月 日までとする

(イ) 一般吏員の場合

氏 名

島根県 吏員に任命する

に補する

職 級とする

号給を給する

部 課( )勤務を命ずる

任期は 年 月 日までとする

( 条件付採用期間 年 月 日から  
年 月 日まで )

イ 技術員

氏 名

島根県技術員に任命する

に補する

技能労務職 級とする

号給を給する

部 課( )勤務を命ずる

任期は 年 月 日までとする

( 条件付採用期間 年 月 日から  
年 月 日まで )

(2) 任期を更新する場合

島根県 氏 名

任期を 年 月 日まで更新する

附 則

この訓令は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

